

名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名鉄西尾・蒲郡線を利用する事業に対し交付する名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 この補助金は、市内に所在する保育園、幼稚園及び公立の小中学校の幼児、児童及び生徒（引率者を含む。）が、学校行事等で名鉄西尾・蒲郡線を利用した場合に補助を行うことにより、名鉄西尾・蒲郡線の利用促進を図ることを目的として交付する。

(補助対象団体等)

第3条 補助の対象となる団体（以下「補助対象団体」という。）及び補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金対象経費等)

第4条 補助金の対象となる経費及び補助額は、名鉄西尾・蒲郡線の乗車区間運賃（乗車券又は団体乗車券の運賃）の半額とする。ただし、西尾駅から蒲郡駅までの区間（以下「西尾蒲郡間」という。）以外から乗降した場合の補助額は、西尾蒲郡間の運賃相当額とする。

(交付申請)

第5条 補助対象団体は、前条に規定する補助金の交付を受けようとするときは、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付申請書（第1号様式）に市長が必要と認める書類を添えて、市長が定める期日までに、市長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、速やかに交付を決定し、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、当該申請者に通知しなければならない。

2 市長は、補助金の交付を行わないことを決定したときは、その旨を名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金不交付決定通知書（第3号様式）により当該申請者に通知しな

なければならない。

(交付申請の取下げ)

第7条 第5条の規定による補助金の交付申請をした補助対象団体は、当該申請を取り下げようとするときは、遅延なくその旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた補助対象団体（以下「交付決定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

(実績報告)

第9条 交付決定団体は、補助事業が完了したときは、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金事業実績報告書（第4号様式）に乗降駅等の明記された乗車券の領収書又は乗車券の写真を添えて、当該補助事業が完了した日から20日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い期日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告の内容が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金確定通知書（第5号様式）により交付決定団体に通知しなければならない。

(補助金の交付等)

第11条 前条の規定による確定通知書を受けた交付決定団体が、補助金の交付を受けようとするときは、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付請求書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付しなければならない。

(帳簿等備付)

第12条 交付決定団体は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、その証拠となる書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象団体	補助事業
蒲郡南部小学校 蒲郡東部小学校 蒲郡北部小学校 蒲郡西部小学校 三谷小学校 塩津小学校 大塚小学校 形原小学校 西浦小学校 形原北小学校 中央小学校 三谷東小学校 竹島小学校 蒲郡中学校 三谷中学校 塩津中学校 大塚中学校 形原中学校 西浦中学校 中部中学校 東部保育園 北部保育園 西部保育園 塩津保育園 大塚保育園 府相保育園 三谷東保育園 大塚西保育園 三谷西保育園 形原保育園 中部保育園 南部保育園 形原南保育園 西浦保育園 形原北保育園 みどり保育園 鹿島こども園 蒲郡あけぼの幼稚園 蒲郡あさひこ幼稚園 木船幼稚園	1 校外学習事業 2 遠足事業 3 社会見学事業 4 その他事業（学校・保育園・幼稚園行事と認められるもの）

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申 請 者
所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付申請書

年度において名鉄西尾・蒲郡線利用事業を行うため、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容
- 3 補助金交付申請額 金 円

備考 1及び2については、必要に応じ別紙とすること。

第2号様式（第6条関係）

蒲 第 号

申 請 者
所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付決定通知書

年 月 日付け（第 号）で交付申請のあった名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金について、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定する。

年 月 日

蒲郡市長



記

- 1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け（第 号）による申請書記載のとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金等の額は、次のとおりとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助金の額	金	円
- 3 補助に付する条件は別紙のとおりとする。

注意1 事業が完了したときは、速やかに名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金事業実績報告書（第6号様式）を提出してください。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により市の監査委員が当該事業等に係る出納その他について監査する場合があります。

蒲 第 号

申 請 者
所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金不交付決定通知書

年 月 日付け（第 号）で交付申請のあった名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金について、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、交付しないことに決定する。

年 月 日

蒲郡市長



年 月 日

蒲 郡 市 長 様

補助金交付決定者
所 在 地
団 体 名
代 表 者 名

名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金事業実績報告書

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定を受けた名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金について、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業実施年月日 着手 年 月 日
完了 年 月 日
- 2 添付書類
乗降駅等の明記された乗車券の領収書の写し
又は
乗降駅等の明記された乗車券の写真

蒲 第 号

補助金交付決定者
所在地
団体名
代表者名

名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金確定通知書

年 月 日付け（第 号）で実績報告のあった名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金について、名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり確定する。

年 月 日

蒲郡市長



記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金確定額 | 金 | 円 |

第6号様式（第11条関係）

名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金交付請求書

年 月 日

蒲郡市長 様

所在地

団体名

代表者名

年 月 日付け蒲 第 号で交付決定を受けた名鉄西尾・蒲郡線利用費補助金の交付を下記のとおり請求します。

記

請求金額 金 _____ 円

振込先口座名	
フリガナ 口座名義人	
金融機関名	銀行 信用金庫 店 農協 信用組合
口座番号	普通・当座